

西条市農業委員会 令和7年度 第6回総会 議事録

1. 日 時 令和7年9月5日(金) 午後2時00分から午後2時31分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
	4番	一色 達夫	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
	5番	白木あゆみ	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
	6番	藤田 孝明	16番	曾我部英樹		
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博		
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ		

○欠席者氏名

12番 武方 謙一

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	25番	佐伯 保親
	2番	一色 信之	12番	真田 克彦	26番	佐伯 静雄
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	27番	玉井 隆志
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	29番	小倉 謙治
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明		
	7番	日野 哲也	19番	菅 辰郎		
	8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	23番	黒河 祐二		

○欠席者氏名

15番 武田 義臣 18番 楠窪 和彦 22番 佐山 林壺 24番 渡部 靖
30番 日野 貴文

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長 渡邊賢一郎 西部分室長 近藤公一
事務局担当次長 橋田勇作 事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第6回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくをお願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議長	会則に従いまして議長を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。 それでは、ただ今より令和7年度第6回西条市農業委員会総会を開会いたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】
議長	まず、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。篠森均委員、眞鍋覚委員の両委員をお願いいたします。 本日の欠席届が、農業委員からは12番 武方謙一委員さん、また、

農地利用適化推進委員からは、15番 武田義臣委員、18番 楠窪和彦委員、22番 佐山林壺委員、24番 渡部靖委員、30番 日野貴文委員さんから出ておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君をお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、93号について審議をいたしたいと思っております。

本件について、〇〇委員は当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席を願います。

(〇〇 委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 改めまして事務局の渡邊です。よろしく願いをいたします。失礼して着座にてご説明させていただきます。議案書4ページをお願いいたします。

93号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がございました1件ではありますが、本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 93号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、

ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり許可することいたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議 長 それでは審議を再開いたします。残りの10件について、事務局より説明をいたします。

事務局 引き続き議案書4ページをお願いいたします。

94号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

95号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

96号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

97号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

98号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

99号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

100号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

101号は、〇〇の特定非営利活動法人 〇〇が、障がい者就労支援のため、〇〇の 〇〇氏から現在利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

農地法第3条では、農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人に限っていますが、その例外として、社会福祉事業を行うことを目的として設立された営利を目的としない法人が、権利を取得しようとする農地を、その法人が行う事業の目的に必要と認められる場合であれば、農地法第3条の不許可の例外に該当することとなっております。譲受人の定款によりますと、譲受人は、障がいのある人、その家

族、その方々を支援する関係者全員を幸せにする社会の実現を目指し、広く公益の増進に貢献することを目的として、障がい者福祉サービスや農業の経営、農産物の生産、販売などの事業を行うNPO法人であり、農地取得の目的から、不許可の例外に該当しているものと考えます。

なお、譲受人は、令和5年度にも農地を取得しておりますが、農地法第6条の2に規定する報告書により、全ての農地が適正に利用されていることが報告されておまして、今回の申請についても問題ないものと考えております。

102号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

103号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、現在利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、98号については新規就農ではありますが、自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局 失礼します。

98号の譲受人である 〇〇 氏であります。空家バンクにて農地付きの住宅を購入する運びとなり、その農地部分〇〇平米の申請であります。主にじゃがいも、大根、ほうれん草等の野菜を中心に耕作を予定しており、果樹も耕作してみたいとのことであります。青果市場に勤務していたこともあり、作物に対する知識はあるとのことであり、知識面での不足部分については、インターネット等を活用しながら補ってきたいとのことであります。

また、規模拡大の予定はないとのことであり、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました10件についてご審議をお願いしたいと思っておりますが、まず94号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

地区委員 94号 問題ありません。

95号、96号 問題ありません。

97号 問題ありません。

98号 問題ありません。

99号 問題ありません。

100号 問題ありません。

101号 問題ありません。

102号 問題ありません。

103号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上10件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 つづきまして議案書7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書8ページをお願いいたします。
9号は、〇〇の 〇〇氏が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の 〇〇氏が、自身が経営する美容室の駐車場設置のため、敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は5年ほど前に駐車場として整地され現在に至っております。申請人は深く反省し「農地法について認識と理解が乏しくこのようなこととなり申し訳ありませんでした。これからは法律を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました2件でございますが、まず9号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく願いを

いたします。

地区委員 9号 問題ありません。
10号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 次に議案書につきましては9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをお願いいたします。

52号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

53号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地3区画を造成しようとする申請でございます。

54号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、店舗併用住宅を建築しようとする申請でございます。

55号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、農家住宅の敷地を拡張しようとする申請でございます。

56号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

57号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

58号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権

の設定を受け、自身が営む事業用の倉庫を建築しようとする申請でございます。

59号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

60号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上9件、ご審議よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました9件についてご審議をいただきたいと思いますが、まず52号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 52号 問題ありません。

53号 問題ありません。

54号 問題ありません。

55号 問題ありません。

56号 問題ありません。

57号 問題ありません。

58号、59号、60号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上9件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書13ページをお願いいたします。

3号は、〇〇の株式会社 〇〇が、3棟の建売住宅の販売を目的として、令和5年度第10回総会にてご審議いただき許可を受けた案件であります。当初の計画のとおり建売住宅3棟を販売する予定で造成しておりましたが、購入希望者が広い敷地を望んだため、区画数を見直し、2棟の建売住宅用地に変更するための承認を受けようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました1件でございますが、まず地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願をいたします。

地区委員 3号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては14ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書15ページをお願いいたします。
位置図につきましては16ページ、地番等一覧は17ページから39ページとなっております。

9号であります。新宮地区では、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資するため、土地改良事業を実施しました。区画整理を一体的に施行することで、農地の計画的な土地利用を図り、担い手への利用集積を進め、併せまして湛水被害を解消することで、生産性の向上と耕作放棄地の解消、発生防止による優良農地の確保を図る

ため、字の新設及び区域変更が行われております。これに伴い、換地前の土地について農用地区域からの除外を行い、換地後においては農用地区域への編入を行おうとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました案件でございますが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 9号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、この件に関しまして、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 次に、議案書につきましては40ページになります。議案第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書41ページをお願いいたします。

相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があります。その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。

5号ですが、特例の適用を受けた農地は3筆で、令和7年1月9日までは申請人が耕作を行っておりましたが、これらの農地は申請人の自宅から遠く離れており、農機具の運搬に手間がかかるため、令和7年1月10日からは利用権設定による特定貸付を行っております。3筆全てで水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認

いたしております。

6号ですが、特例の適用を受けた農地は1筆で、当該農地は利用権設定による特定貸付が行われております。当該農地には水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認いたしております。

7号ですが、特例の適用を受けた農地は2筆で、いずれも3年前から作付けは行われていませんが、除草などによる保全管理が行われていたことを確認させていただいております。

8号ですが、特例の適用を受けた農地は3筆で、いずれも水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認いたしております。

以上4件、ご審議よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました4件であります、まず地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 5号、6号 問題ありません。

7号 問題ありません。

8号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上4件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては42ページ、議案第7号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書43ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いず

れも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告させていただきます。詳細につきましては、議案書44ページから54ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画(案)のうち、権利設定の件数は、36件、面積は13万9,335平米、所有権移転の件数は、8件、面積は、3万1,491平米となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より一括しての説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それではご報告をさせていただきます。

令和7年7月16日から令和7年8月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知13件を受理するとともに、農地バンク農地登録を1件行っております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので、本日の総会は以上で閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年9月5日 午後2時31分